

# 衆議院環境委員会ニュース

平成 23.10.25 第 179 回国会第 2 号

10月25日(火) 第2回の委員会が開かれました。

1 横光環境副大臣から就任の挨拶が行われました。

2 環境の基本施策に関する件

- ・細野環境大臣、横光環境副大臣、高山環境大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。  
(参考人) 東京電力株式会社常務取締役 廣瀬直己君

(質疑者及び主な質疑内容)

## 空本誠喜君(民主)

- ・原子力安全庁の創設に当たり、組織の独立性の確保、各府省に対する勧告権の付与及び人事の独立性の確保の観点からどのような形を取るべきか、細野環境大臣の考えを伺いたい。
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の要因の一つに、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」による複雑な二重規制があると考え、これらを一元化する必要性について、細野環境大臣の考えを伺いたい。

## 田中和徳君(自民)

- ・民主党政権では、細野大臣を含めて3代続けて環境政策と原子力政策という重要分野の閣僚が兼務であることを大変心配しているが、この点についての細野環境大臣自身の認識を伺いたい。
- ・細野環境大臣は、福島第一原子力発電所事故に伴う我が国エネルギー政策の抜本的見直しが必要となっている状況で、達成が事実上不可能となった温室効果ガス25%削減の中期目標(2020年まで)を含んでいる政府提出の地球温暖化対策基本法案を今すぐ審議したいと本当に考えているのか。もしそうだとすれば、エネルギー基本計画の見直しを踏まえて来年夏までに見直しを行うとされる温暖化対策と、どのように整合性を図るつもりなのか。現在提出している法案を一度撤回して、達成可能な内容の法案を提出し直すことが素直なやり方だと思うが、細野環境大臣の認識を伺いたい。
- ・民主党は「コンクリートから人へ」というスローガンを掲げているが、群馬県のハツ場ダムを含む水力発電の今後の在り方について、政治家として細野環境大臣は自分の見解を述べるべきと考えがいかがか。

## 吉野正芳君(自民)

- ・温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減することの政府の中期目標について、東日本大震災による原発停止等に伴うエネルギー構造の変化の中で、同目標を本当に達成できるのか、また、8年間で25%削減するための具体的方策を伺いたい。
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染について、年間の被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域は国の責任で除染する方針となったことから、8月26日閣議決定の「除染に関する緊急実施基本方針」をそれに合わせて改正すべきと考えがいかがか。
- ・福島第一原子力発電所事故の被災者の精神的苦痛に対する損害賠償額の算定に当たり、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が去る8月に策定した中間指針において「具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」とされていることを十分に踏まえるべきと考え、東京電力株式会社の見解を伺いたい。また、同社が「柔軟な対応」をせずに賠償額を算定したことに対し、その監督官庁である文部科学省が指摘等をしなかった理由も伺いたい。

## 井上信治君(自民)

- ・もし原子力安全庁を来年4月に設置するのであれば、国会での十分な審議時間を確保するためには、来年の通常国会ではなく、現在開会中の臨時国会に法案を提出すべきではないか。
- ・細野環境大臣が提示した「原子力安全規制に関する組織の見直しについて(試案)」において、原子力安全規制に係る関係事務の全てを原子力安全庁に一元化するとされていない理由を伺いたい。
- ・福島第一原子力発電所事故により我が国の置かれた状況が変化し、政府提出の地球温暖化対策基本法案の根拠が既に崩れている。この際、同法案を撤回し、現在

の状況にふさわしい内容に改めて提出し直すことが政府としての誠実な対応であると考えているが、細野環境大臣の見解を伺いたい。

### 江田 康 幸君（公明）

- ・放射性物質により汚染された土壌の仮置場、中間貯蔵施設及び最終処分場の概念が混在しており、地元住民の理解が得られず仮置場の設置さえも進まない状況である。住民の理解を得るためにも、これら各施設の違いを具体的に説明していただきたい。
- ・「放射性物質環境汚染対処特別措置法に基づく基本方針」の骨子案では、指定廃棄物の処理について他省と

連携し環境省が行うとされているが、予算や人員体制も含め、今現在の環境省の準備状況について伺いたい。また、農用地や道路の復旧事業等の際に、農林水産省と国土交通省はどのように環境省と連携していくのか、両省に伺いたい。

- ・例えば福島県伊達市内では、特定避難勧奨地点での世帯指定により、損害賠償の対象となる世帯とならない世帯が混在しており地域コミュニティが分断されている状況がある。精神的損害は当該地域全体が受けるものであり、点ではなく面的観点でその指定を見直すべきと考えるが、細野環境大臣の見解を伺いたい。